

第24回福知山市行政改革推進委員会

日時：令和2年10月30日（金）

午前10時10分から

場所：市民交流プラザふくちやま3階視聴覚室

《 次 第 》

開会

1 議事

(1) 外郭団体への市の関与のあり方について

(2) その他

外郭団体への市の関与のあり方の答申策定に向けた検討資料

1 検討にあたって

(1) 市の関与のあり方の検討の経緯

地方公共団体の外郭団体は、社会・経済情勢の変化や、多様化する地域住民のニーズに対応し、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用しながら、行政機能を補完し、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・効果的に行うために設立されており、公的サービスを安定的に提供するうえで重要な役割を担っている。

本市の外郭団体においても、文化、スポーツ、産業、観光、まちづくりなど、長年にわたって様々な分野で行政の役割を補完し、地域課題の解決や地域振興に一定の成果を上げてきたところである。

しかし、近年においては全国的な課題として、外郭団体の経営悪化による地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことの懸念や外郭団体の設立当初の目的や趣旨が時代のニーズに合致しなくなり、公益性の発揮やその存在意義の低下が指摘されている。

また、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革、NPO 法人制度の進展などにより、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しており、行政が担うべき事業と民間で実施可能な事業との役割分担を見直し、「官から民へ、民間でできることは民間で」を基本に多様な民間活力の活用が求められている。

これらの背景から、国においては平成26年に「第三セクター等の経営健全化に関する指針」を策定し、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等（外郭団体）について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことを要請している。

こうした状況を踏まえて、本委員会においては、平成29年11月に本市の外郭団体への市の関与の状況等の把握を行うことを確認し、取組を進めてきたところである。

令和元年6月には、市長より「外郭団体への市の関与のあり方について」の諮問を受けたことから、これまでに取り組んできた外郭団体の調書等による現状確認や市所管課及び外郭団体へのヒアリング等を踏まえて、答申を策定するものである。

(2) 福知山市の外郭団体

本答申における外郭団体とは、地方自治法第221条第3項、同施行令第152条及び本市の地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例に基づき、長の調査権の及ぶ法人の範囲である市の出資比率が4分の1以上の7団体を対象としている。

(外郭団体概要調書から抜粋)

団体名	一般財団法人福知山市スポーツ協会	市所管課	文化・スポーツ振興課
所在地	福知山市字和久市254番地	設立年月日	大正13年4月1日
市の出資(えん)金	15,000,000円	出資比率	75.0%
設立目的	福知山市民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、生涯スポーツの普及発展に寄与することを目的とする		

団体名	公益社団法人 福知山市文化協会	市所管課	文化・スポーツ振興課
所在地	福知山市和久市町216番地	設立年月日	平成9年7月30日
市の出資(えん)金	15,000,000円	出資比率	75.0%
設立目的	<p>文化振興事業に関する事業を行い、市民文化の向上・発展を図るとともに市民相互の交流拡大に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>(1) 文化振興事業の実施</p> <p>(2) 中丹地域における文化事業に対する協力及び支援</p> <p>(3) 文化活動に貢献した団体及び個人の顕彰</p> <p>(4) 会誌その他出版物の刊行</p> <p>(5) 文化施設の管理運営</p> <p>その他目的を達成するために必要な事業する。</p>		

団体名	公益財団法人福知山市都市緑化協会	市所管課	都市・交通課
所在地	福知山市字猪崎377-1	設立年月日	昭和61年12月2日
市の出資(えん)金	52,000,000円	出資比率	100.0%
設立目的	<p>1. 民有地の緑化及び緑地保全を促進し、緑化思想の普及啓発等を行うことにより福知山市における都市緑化を推進しもって快適な生活環境づくりに寄与する。</p> <p>2. 動物とのふれあい促進を図ることにより自然環境保護を推進</p> <p>3. 公園施設管理を通じた児童の健全な育成、快適な生活環境づくり</p>		

団体名	福知山市まちづくり株式会社	市所管課	産業観光課
所在地	福知山市字中ノ 205 番地の 1	設立年月日	昭和 46 年 6 月 11 日
市の出資(えん)金	4,320,000 円	出資比率	40.0%
設立目的	街中の賑わい創出という大きな目的をもって、昭和 46 年 6 月 11 日に福知山市と 7 商店街による第 3 セクター、株式会社福知山パーキングとして設立する。		

団体名	大江観光株式会社	市所管課	大江支所
所在地	福知山市大江町河守 398	設立年月日	昭和 63 年 7 月 13 日
市の出資(えん)金	29,000,000 円	出資比率	90.6%
設立目的	官民協働により観光資源の開発によるまちづくりを進め、地域の発展と住民の豊かさと幸せに寄与することを目的とする。		

団体名	福知山上下水道サービスセンター株式会社	市所管課	上下水道部経営総務課
所在地	福知山市字堀 931 番地	設立年月日	平成 6 年 8 月 1 日
市の出資(えん)金	4,800,000 円	出資比率	40.0%
設立目的	<p>市の水道・下水道事業及びガス事業は、市民に直結した生活基盤施設であり、設備投資の増大、効率的な事業の運営、経費の節減等厳しい状況、また、生活様式の高機能化された設備の中で文化的な生活が営まれ、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与してきた。</p> <p>これら設備のサービス業務は、公認業者に委託し修繕体制を整えてきたが、業者側において従業員の高齢化、若年労働者不足、労働時間の短縮等により緊急を要する修繕、また、時間外、休日の対応が年々厳しくなってきた。このような社会情勢の変化において、現状で委託している市民サービス体制を将来にわたって維持することが困難となり、これらの問題を解決するため、福知山管工事協同組合の協力を得て、共同出資による会社を設立した。</p>		

団体名	有限会社 やくの農業振興団	市所管課	農林業振興課
所在地	福知山市夜久野小倉 110-1	設立年月日	平成 10 年 4 月 1 日
市の出資(えん)金	10,000,000 円	出資比率	46.9%
設立目的	<p>1、昭和 53 年から減反政策が始まる中、集落営農(46)から 19 営農組合に編成し農地を守ってきたが、過疎高齢化が進み後継者不足が危惧されることから、行政が出資し「新たな担い手会社」を立上げ、不耕作田を発生させず「農家農村を守る」為に第三セクター方式で設立。</p> <p>2、農政は米づくり中心から転作政策に移行する中、農家は「米づくり」には長い経験と機械化も進んで稲作には意欲が有るが、転作物には経験不足と労力不足等で地域間格差が生じた為、「米づくり」には一切係わらず「転作物」に取り組む事とした。</p>		

2 検討内容等

(1) 検討の基本的な考え方

外郭団体の取り巻く状況を踏まえ、次のような視点に基づき、各団体の検証を行い、今後の外郭団体に対する市の関与の基本的な考え方や個別団体に対する関与のあり方を主題として検討を行うこととした。

ア 外郭団体の設立目的及び役割の検証

社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、外郭団体の設立目的や役割を検証する。

イ 外郭団体の事業内容の専門性、公益性の検証

事業内容が団体の専門性を発揮し、市民全体に有益となる公益性の高いものであるかを検証する。

ウ 外郭団体の自主性・自立性及び経営の効率化・健全性の検証

団体の組織・職員体制や事業内容、財務状況等を確認し、団体運営の自主性・自立性、経営の効率化・健全性を検証する。

(2) 検討の方法・手順

検討の基本的な考え方にに基づき、市所管課や団体自身の認識や方向性を確認し、外郭団体の現状や課題を検証するとともに、第三セクター等の経営健全化等に関する指針(国のガイドライン)に照らしつつ、外郭団体への市の関与のあり方についての方向性を確認するため、次の方法・手順により検討を行った。

ア 市所管課及び外郭団体による概要調書の作成等

各団体の設立目的、事業内容及び財務状況等の概要の作成と財務書類等の関係書類の提供を受け、検討にあたっての基礎資料として活用した。

(別紙：外郭団体概要調書)

イ 市所管課へのヒアリング実施

各団体の事業の必要性、市の関与の必要性、外郭団体の活用の必要性、民間との比較など、団体の現状と課題に対する認識や方向性を確認するため、市所管課へのヒアリングを次のとおり行った。

団体名	ヒアリング実施日
一般財団法人福知山市スポーツ協会	① 平成31年4月22日(月)
公益社団法人福知山市文化協会	① 平成31年4月22日(月)
公益財団法人福知山市都市緑化協会	① 令和元年6月14日(金) ② 令和2年6月29日(月)
福知山まちづくり株式会社	① 令和元年11月25日(月) ② 令和2年2月26日(水)
大江観光株式会社	① 令和2年1月9日(木) ② 令和2年6月29日(月)
福知山上下水道サービスセンター株式会社	① 平成31年2月26日(火) ② 令和2年2月26日(水)
有限会社やくの農業振興団	① 令和元年11月25日(月) ② 令和2年6月29日(月)

ウ 外郭団体へのヒアリング実施

外郭団体関係者から現状認識や今後の取組の方向性等を確認し、必要な現状把握と課題整理を進め、答申内容の参考とするとともに、取組の透明性を高めることを目的に公開で外郭団体へのヒアリングを次のとおり行った。

実施日時、実施団体及び参加者等

■ 8月28日（金）

- 18:00～18:10 開会、概要説明
- 18:10～20:00 外郭団体ヒアリング
- 20:00～20:10 連絡事項、1日目終了

【1日目】会場：3-1・3-2

No	時間	団体
1	18:10～19:00	一般財団法人福知山市スポーツ協会
		(市所管課)地域振興部文化・スポーツ振興課
休憩 (10分)		
2	19:10～20:00	福知山まちづくり株式会社
		(市所管課)産業政策部産業観光課

■ 8月29日（土）

- 10:00～10:10 概要説明
- 10:10～15:50 外郭団体ヒアリング
- 16:00～16:20 総括、閉会

【2日目】会場：3-1・3-2

No	時間	団体
1	10:10～11:00	公益社団法人福知山市文化協会
		(市所管課)地域振興部文化・スポーツ振興課
2	11:10～12:00	福知山上下水道サービスセンター株式会社
		(市所管課)上下水道部経営総務課
休憩 (60分)		
3	13:00～13:50	有限会社やくの農業振興団
		(担当課)産業政策部農林業振興課
4	14:00～14:50	大江観光株式会社
		(市所管課)地域振興部大江支所
5	15:00～15:50	公益財団法人福知山市都市緑化協会
		(市所管課)建設交通部都市・交通課

■コーディネーター

ヒアリングの進行役を務め、質問者(行政改革推進委員)と説明者(外郭団体)の間で有意義な議論が円滑に進むように促し、議論を整理しながら、必要な質問・指摘の投げかけや取りまとめを行う。

■行政改革推進委員

外郭団体との質疑を通して、現状や市の関与の状況等を明らかにする。

■外郭団体関係者(説明者)

外郭団体の職員が、事業の説明及び質問者との議論を行う。

なお、各団体の市所管課も同席する。

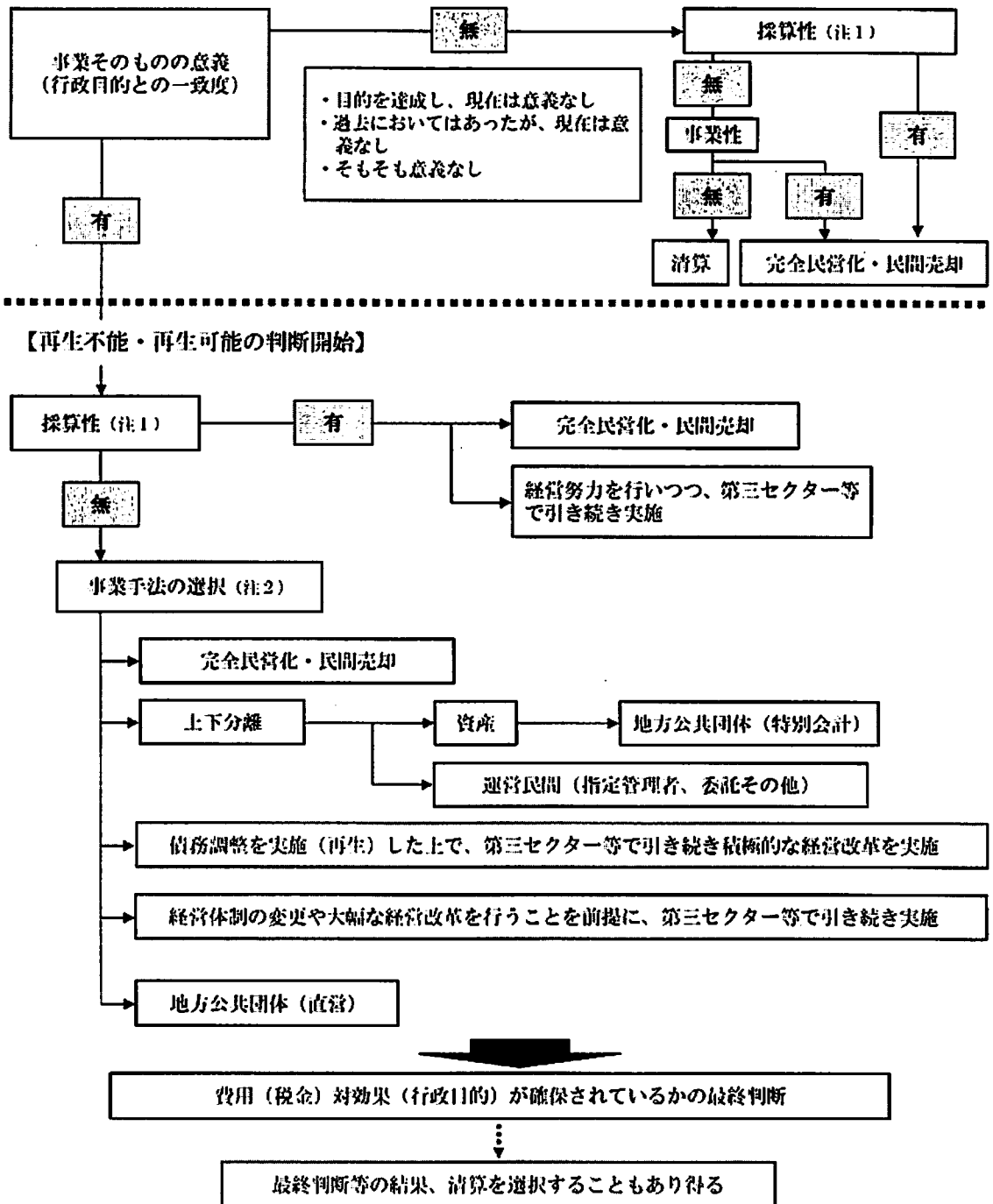
■検証委員名簿

役割	氏名	所属等
コーディネーター	伊藤 伸	・政策シンクタンク構想日本 総括ディレクター(理事) ・元内閣府参事官
行政改革推進委員	上村 敏之	・関西学院大学学長補佐・経済学部教授 ・総務省 地方財政審議会 特別委員 ・内閣府 民間資金活用等推進委員会 委員
	深尾 昌峰	・龍谷大学政策学部教授 ・龍谷エクステンションセンター センター長 ・東近江市参与
	浦尾 たか子	・京南倉庫株式会社常務取締役 ・社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会委員 ・京都府舞鶴港港湾審議会委員
	榎原 傑	・元福知山市土地開発公社第三者委員
	菊田 学美	・行政書士 ・社会保険労務士 ・公立大学法人福知山公立大学評価委員会委員
	村尾 慎哉	・公認会計士 ・村尾会計事務所所長

エ 委員会の調査・審議の経過

- ① 第9回行政改革推進委員会(平成29年11月28日)
外郭団体への市の関与の状況等の把握を行うことを確認
- ② 第10回行政改革推進委員会(平成30年4月12日)
外郭団体の市の関与のあり方に関する検討方法等を確認
 - ・予算の執行に関する調査等の対象となる出資法人を規定
 - ・外郭団体の状況に関する調書の作成、ヒアリングの実施
- ③ 第13回行政改革推進委員会(平成30年11月29日)
外郭団体調書を共有し、今後の取組について確認
 - ・外郭団体に対して必要な調査・情報開示等を定める条例を制定し、見直しを進める上で、現状把握を進めるための環境の整備
 - ・外郭団体の見直しに関するガイドライン(総務省)に則った団体の意義、適正性等の確認
 - ・補助金、委託金、指定管理料等の財政支援の状況などを踏まえて、法人形態のあり方も含めて議論を進める
- ④ 条例制定(平成31年4月1日施行)
地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例を定め、予算の執行に関する調査等の対象となる出資法人を規定
 - ・調査等の対象となる出資法人を資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している法人に拡大
- ⑤ 第16回行政改革推進委員会(令和元年6月14日)
市長より外郭団体への市の関与のあり方について諮問を受ける
- ⑥ 外郭団体の市所管課に対するヒアリング(平成31年2月～令和2年6月)
各団体の現状と課題に対する認識や方向性を確認するため、市所管課へのヒアリングを実施(計7日、12回)
- ⑦ 外郭団体ヒアリング〔第22回行政改革推進委員会〕
(令和2年8月28日・29日)
外郭団体関係者から現状認識や今後の取組の方向性等を確認し、必要な現状把握と課題整理を進め、答申を取りまとめる上での参考とする

〈参考〉「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成 26 年 8 月 5 日）
 【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に作う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に作う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

(4) 委員会の検討結果

ア 共通の課題と市が取り組むべき事項

① 外郭団体としての方向性

市は外郭団体の設立目的に対する活動状況を把握し、社会経済情勢の変化や市民ニーズ、市の政策との整合性などを踏まえ、事業そのものの意義（必要性、公益性）についての確認を行い、外郭団体としての方向性を検討する必要がある。

② 経営の健全性・効率性

市は外郭団体の健全な経営が維持されるよう、事業の採算性などの経営状況を把握し、適切な関与を行う必要がある。

経営状況の把握や評価にあたっては、国の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容に留意し、適切な対処を検討することが必要である。また、外部の専門家の意見等も参考としつつ、外郭団体が行う事業の公益性、採算性及び将来見通し等を精査するとともに、外郭団体以外の事業手法との比較も行い、費用対効果に留意し当該団体の事業継続の検討を行う必要がある。

③ 市の財政的関与の妥当性

外郭団体は独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該団体の自助努力により行われるべきものである。そのため、市は補助金、委託金等の支出に際しては、団体の運営経費に対する包括的な補助ではなく、市として推進する必要がある事業に対する補助として整理を行う必要がある。

また、指定管理者制度においては、民間企業、NPO 法人等の有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることが求められている。

市は多様な実施主体の競合による指定管理者の選定の可能性も踏まえ、外郭団体の設置目的や専門性、ノウハウに照らし、外郭団体と指定管理業務のあり方の検討を行う必要がある。

イ 個別団体の課題と市の取り組むべき事項

<p>団 体 名</p>	<p>一般社団法人福知山市スポーツ協会</p>
<p>市の取り組むべき事項</p>	<p>市は団体の設置目的に対する達成状況を把握し、市民全体を対象とした有益な事業展開による公益性が確保されるよう、団体と連携して事業の成果指標の設定や成果測定を行う必要がある。</p> <p>また、外郭団体としての指定管理業務の受託の妥当性や補助金支出の方法を検討し、団体の経営の健全性や市の財政的関与のあり方を含めて、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
<p>主 な 課 題 認 識 と 意 見</p>	
<p>主 な 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的に対する成果指標の設定と成果測定 ・ 市民全体を対象とした事業展開による公益性の確保 ・ 指定管理事業、市補助金に依存した団体運営の改善
<p>主 な 意 見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的の市民のスポーツ振興、健康増進等に対する成果指標の設定と成果測定を行い、事業展開に活かす取組が必要である。 ・ 所属団体への活動や各種大会運営に留まらず、その活動を活かし広く市民を対象とした事業を展開し、設立目的を達成する活動が必要である。 ・ 全市民の生涯スポーツの普及を目的としたものを明確にする必要がある。 ・ 団体自体の活動と指定管理者としての活動を整理するとともに、イベント実施や寄附金などにより自主財源の確保を図り、指定管理料や市補助金に依存した団体運営の改善を進める必要がある。

団 体 名	福知山まちづくり株式会社
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設立目的の達成状況やまちなかのにぎわい創出の現在のニーズや環境の変化などを踏まえ、中市街地活性化事業や団体独自の事業の内容を検証し、設立目的の再設定や経営の自立化など、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
主 な 課 題 認 識 と 意 見	
主 な 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的の再設定の必要性 ・ 中心市街地活性化事業以外のまちづくり会社の事業展開 ・ 経営の自立を見据えた今後の事業方針と事業展開
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化事業の成果にとどまらず、設立目的を達成するために、団体自身の能動的な事業展開が必要である。 ・ 事業内容を精査し、民営化にできるものの売却等の検討が必要である。 ・ 借入金完済し経営が自立すれば、将来的には出資金、補助金の段階的な見直しの検討が必要である。

団 体 名	公益社団法人福知山市文化協会
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設置目的に対する達成状況を把握し、市民全体を対象とした有益な事業展開による公益性が確保されるよう、団体と連携して事業の成果指標の設定や成果測定を行う必要がある。</p> <p>また、市補助金支出の方法等を検討し、団体の経営の健全性や市の財政的関与のあり方を含めて、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
主 な 課 題 認 識 と 意 見	
主 な 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的に対する成果指標の設定と成果測定 ・ 市民全体を対象とした事業展開による公益性の確保 ・ 市補助金等に依存した団体運営の改善
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的の市民文化の向上・発展、市民相互の交流拡大に対する成果指標と目標の設定が必要である。 ・ 文化事業に対する市民ニーズを把握し、市民全体への公益性の高い事業展開が必要である。 ・ 市としても補助金等の効果測定を行い、市全体への文化振興の貢献度を判断する必要がある。 ・ 市補助金や指定管理料に依存した団体運営の改善を進める必要がある。 ・ 公益社団である必要性を検討し、出えん金の引き下げや引き揚げ、事業補助への変更の検討も必要である。 ・ イベント等を行う場合の市民等からの寄付など、自主財源の確保の検討が必要である。

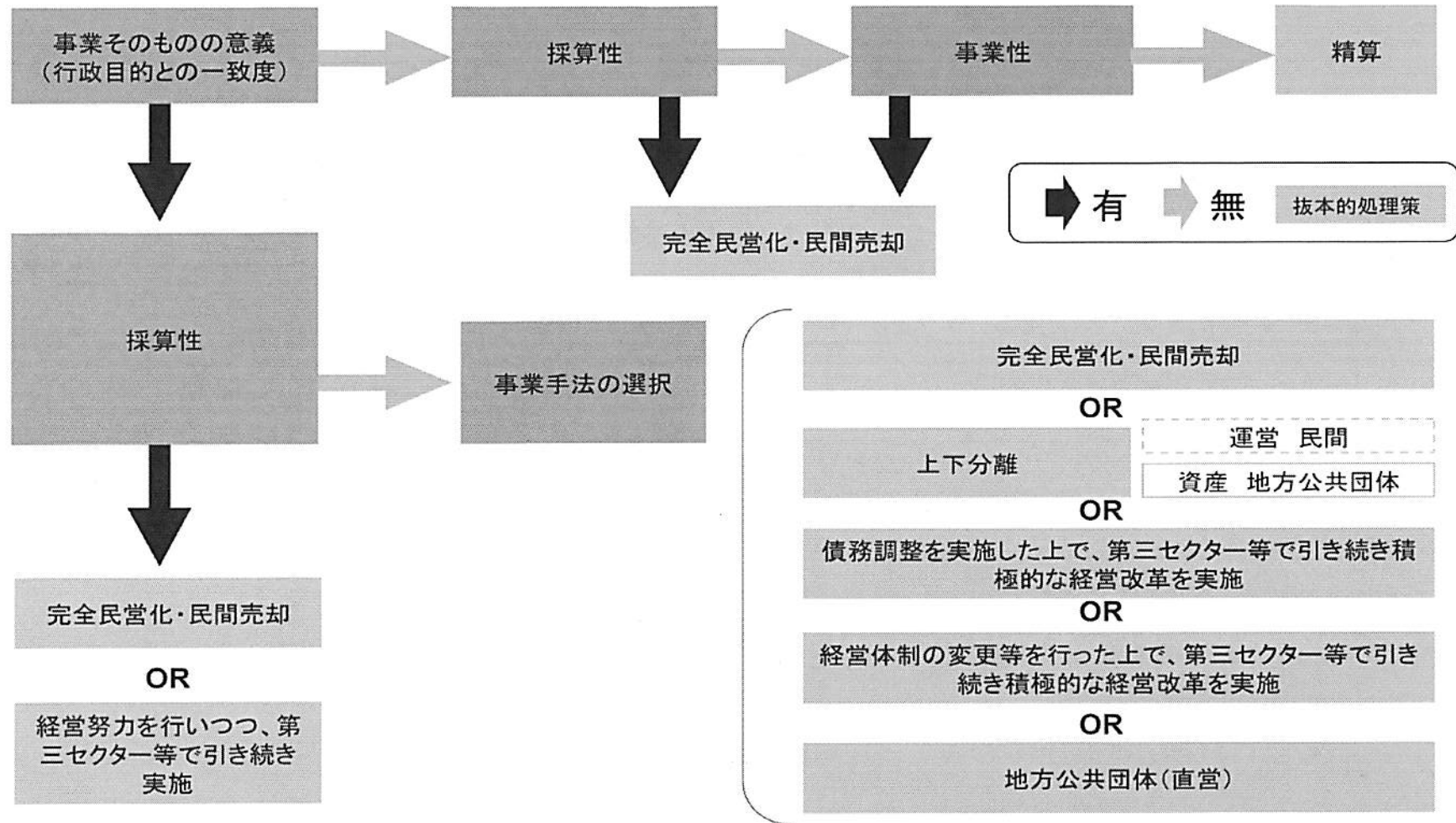
団 体 名	福知山上下水道サービスセンター株式会社
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設立目的の達成度、経営状況、上水道事業等包括的民間委託の導入などを踏まえ、外郭団体としての役割、位置づけ等の検証を行い、出資比率の見直しを含めて、将来的な民営化の可能性について検討し、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">主 な 課 題 認 識 と 意 見</p>	
主 な 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体としての役割、位置づけの検証 ・ 出資比率の見直し、将来的な民営化の可能性の検討
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道事業等包括的民間委託の開始により、外郭団体として維持する意義、位置づけの検討が必要である。 ・ 設立当時の目的は達成していると考えられ、外郭団体としての位置づけを整理し、出資比率の見直しや将来的な民営化も視野に入れての検討が必要である。 ・ 独立の民間企業として、営業拡大や広域化も含めた事業展開の検討が必要である。 ・ 市民のライフラインの安定的な供給体制が関わっており、市として慎重に判断していく必要がある。

団 体 名	有限会社やくの農業振興団
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設立目的の達成状況、経営状況、また全市的な農業施策との整合性を踏まえ、外郭団体としての関与の妥当性を検証し、団体の経営の健全性や市の財政的関与のあり方を含めて、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
主 な 課 題 認 識 と 意 見	
主 な 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体としての妥当性の検証 ・ 経営改善の必要性
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市として全市的な農業施策の中で、夜久野地域に限定した外郭団体としての必要性の判断が必要である。 ・ 設立目的や外郭団体としての意義を整理し、他の農業振興グループへの支援状況と整合を図り、外郭団体以外の方法で新たな支援策の検討が必要である。 ・ 経営の黒字化のための事業展開や経営改善計画の検討が必要である。 ・ 今後の方向性を検討する上でも、外郭団体としての妥当性や経営改善に向けた計画、支援方法の検討など、市と団体が議論を深める必要がある。

団 体 名	大江観光株式会社
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設立目的の達成状況、経営状況、また大江地域を含め市全体の観光施策、地域活性化の観点から、外郭団体としての関与の妥当性を検証し、団体の経営の健全性や市の財政的関与のあり方を含めて、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p> <p>また、検討にあたっては、市の指定管理者制度第三者評価委員会の調査報告を踏まえた市の取組と整合させ検討を行う必要がある。</p>
主 な 課 題 認 識 と 意 見	
主 な 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体としての妥当性の検証 ・経営改善の必要性
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・設立目的の官民協働による観光資源の開発やまちづくりと事業実態を照らし、公共性・公益性を再度検討し、外郭団体としての意義を検討する必要がある。 ・大江地域に限らず、市全体の観光施策や地域活性化の観点から、外郭団体としての位置づけを検討する必要がある。 ・市として地域振興と観光振興の両面を求めるのであれば、成果指標の設定や成果測定が必要である。 ・管理施設の稼働率を高め、黒字の恒常化を図る必要がある。 ・実現可能性の高い経営計画を作成し、経営改善に取り組む必要がある。 ・今後の経営方針や事業内容を踏まえて、出資比率の見直しなども検討する必要がある。

団 体 名	公益財団法人福知山市都市緑化協会
市の取り組むべき事項	<p>市は団体の設置目的に対する達成状況の把握し、市民全体を対象とした有益な事業展開による公益性が確保されるよう、団体と連携して事業の成果指標の設定や成果測定を行う必要がある。</p> <p>また、設置目的の緑化推進に関して、市の方針と外郭団体としての役割や必要性を検証するとともに、指定管理業務の受託など団体の経営の健全性や市の財政的関与のあり方を含めて、今後の市の関与のあり方を示す必要がある。</p>
主 な 課 題 認 識 と 意 見	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的に対する成果指標の設定と成果測定 ・ 緑化推進のための法人としての必要性 ・ 指定管理事業中心の団体運営
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的の緑化推進に対する成果指標の設定と成果測定が必要である。 ・ 指定管理事業が中心となっており、本来の公益法人として実施すべき緑化推進の事業を積極的に展開する必要がある。 ・ 指定管理以外の収入確保の方法も検討する必要がある。 ・ 指定管理者の適正な競争性を図る必要があり、競争条件や発注方法の見直しの検討が必要である。 ・ 現金預金や積立資産の計画的な活用も検討する必要がある。

総務省指針(フローチャート)による検討-全体図



総務省指針(フローチャート)による検討

「団体名」

総務省指針 (フローチャート)	団体の事業	根 拠
事業そのものの意義 (行政目的との一致度)	有	
採算性	有	
事業手法の選択	(例) 経営努力を行 いつつ、外郭 団体(第三セ クター等)で引 き続き実施	